

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果について

平成28年2月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫 山 明 子

監査委員 廣 田 健 一

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

1 監査の期日

平成28年2月25日

2 監査の対象

平成26年10月1日から平成27年9月30日までに執行された平成26年度下期分及び平成27年度上期分の財務に関する事務。

3 監査の結果

別紙のとおり

平成 2 6 年度下期・
平成 2 7 年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成28年2月25日

3 準備監査期間

平成27年10月1日から平成27年12月28日まで

4 監査の対象

平成26年10月1日から平成27年9月30日までに執行された平成26年度下期分及び平成27年度上期分の財務に関する事務。

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 新規に実施された医療費適正化事業に係る事項
- (2) 保険財政の状況
- (3) 市町村への補助金支出に係る事項
- (4) 平成26年度末から平成27年度当初にかけての基金の財務処理
- (5) 一般競争入札の執行状況
- (6) 前回の定期監査（平成25年度下半期及び平成26年度上半期分）において措置を求めた事項
- (7) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成26年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成26年度10月から平成27年9月までである。

最初に、前回の定期監査において措置を求めた事項であるが、請求書を受理したときに収受印を押すことについて、その後の状況を確認したところ、請求書に広域連合の収受印が押印されていない事例は発生していないことが確認できた。

また、高額医療費負担金の適正な算定について、会計検査院から高額医療費負担金の算定において一部重複して算出していることや収入の控除を適切に行っていないことについて是正の処置を求められていた点であるが、その後の状況を確認したところ、厚生労働省からの通知に基づき、再算定を行ったうえで、平成26年度末に国及び県に対し返還処理がなされていることが確認できた。

前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていると考えられる。

次に、平成26年度より開始した一部負担金の負担割合相違に係る差額求償により被保険者間の公平性の確保に努め、また、平成27年度から歯科健康診査事業の開始及び医療費通知・ジェネリック医薬品利用差額通知事業の全市町村実施など、今後も増加が見込まれる医療費の適正化に向けた取り組みは評価できる。

一方、財務事務の一部に事務処理の改善が必要と考えられる事項があり、これらの中には準備監査の時点で、事務局から伝えられ、すでに改善に向けて着手している事項もあったが、引き続き改善に向けて取り組んでいただきたい。

最後に、今回の定期監査においては事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。引き続き、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。